

四、各部報告

(一) 爭議部

昭和四年秋以來全世界の資本主義經濟組織を根底から混亂せしめつた世界經濟恐慌の進展に伴ひ、我國の勞働爭議はその件數に於てもその内容に於ても著しく増大激化の傾向を示しつつあつたが、この傾向は昨年上半期迄繼續された。然るに昨年下半期より本年上半期に於ては、この傾向は緩和され、争議は減少の傾向を示すに至つた。これを社會局統計によつて示せば左の如し。

年度	争議件数			参加人員
	上半期	下半期	計	
昭和四年	四六	四六	九二	四八
同五年	一、五〇	一、五〇	三、〇〇	一、五〇
同六年	一、二〇	一、二〇	二、四〇	一、二〇
同七年	一、一〇	一、一〇	二、二〇	一、一〇

即ち争議件數並に参加人員共に、昭和六年度上半期に於ては前年度上半期よりも増加して居り、争議激化の傾向は昨年上半期迄繼續されたことを示してゐるが、昨年下半期以後は著しく争議減少の傾向を示すに至つた。特に本年上半期に

- ◆・り統制委員を解任。
- ◆・荒川・喜吾君——第一回代表者會議にて改選。
- ◆・柴田・富太郎君——第一回代表者會議にて改選。
- ◆・岩内・善作君——第四回中央委員會にて補充選任、意見書問題に關聯にして三月十八日辭任。
- ◆・關・櫻藏君——第四回中央委員會にて補充選任。
- ◆・森登守君——第一回代表者會議にて新しく選任、その後九州聯合會の脱會により脱會、これを承認（第七回中央委員會）。
- ◆・笠島・吉君——第七回中央委員會にて新しく選任。
- ◆・雪下・健三君——第七回中央委員會にて新しく選任。
- ◆・天満芳太郎君——第二回代表者會議にて補充に選任。
- ◆・教育部——組合宣傳部長——白鳥君除名により小松原君後任として選任。主任安藝君脱會により欠員。
- ◆・國際部長——山内君死亡により井上君後任として選任。主任井上君除名により欠員。
- ◆・政治部長——大矢君辭任により解任、後任に河上丈太郎君推薦。
- ◆・調査部長——鈴木君改選、河野密君後任として選任。
- ◆・出版部——主任に井上良二君選。

(八) 専門部役員移動

- ◆・關・櫻藏君——第七回中央委員會にて新しく選任。
- ◆・笠島・吉君——第七回中央委員會にて新しく選任。
- ◆・天満芳太郎君——第二回代表者會議にて補充に選任。
- ◆・教育部——主任に鈴木悦次郎君選任。
- ◆・調査部長——主任に鈴木悦次郎君選任。
- ◆・出版部——主任に井上良二君選。

(二) 中央委員長及主事移動
◆・婦人部長——孝野君改選、岩内とみえ君後任に選任。主任に東久太郎君選任。

◆・法律部——田萬溝臣君を選任主任細田綱吉君選任。

(三) 中央委員長及主事移動
◆・中央委員長——大矢中央委員長第七回中央委員會免て辭任申出ありこれを承認、後任に河上丈太郎君推薦（第二回代表者會議にて）。

◆・主事——上條主事第七回中央委員會に辭任申出あり、これを承認して後任に菊川忠雄君を選任。

(四) 關西事務局役員移動
◆・關・西事務局長——山内君死亡により、後任人選を關西事務局に一任（第六回中央委員會）、後任は高橋松次君に決定、第七回中央委員會にて承認。

◆・事務局主任安藝君除名により、後任に山口常次郎君を選任（第七回中央委員會にて承認）。
◆・その他——會計に寺西藤三郎君、常任に村上宇三郎君を夫々選委第七回中央委員會にて承認。

(五) 關西事務局役員移動
◆・關・西事務局長——山内君死亡により、後任人選を關西事務局に一任（第六回中央委員會）、後任は高橋松次君に決定、第七回中央委員會にて承認。

◆・主事——上條主事第七回中央委員會に辭任申出あり、これを承認して後任に菊川忠雄君を選任。

(六) 關西事務局役員移動
◆・關・西事務局長——山内君死亡により、後任人選を關西事務局に一任（第六回中央委員會）、後任は高橋松次君に決定、第七回中央委員會にて承認。

◆・主事——上條主事第七回中央委員會に辭任申出あり、これを承認して後任に菊川忠雄君を選任。

於ては、前年度上半期に比し、件數に於て「三五件、參加人員に於て三五、九七八人の減少を示すに至つた。更に又争議件數に比して參加人員の激減せるは、此等の争議が主として中小工場を中心として起つたことを示してゐる。

而してこの傾向の依つて來る原因は、「一には昨年秋以來の滿洲事變の突發によつて戰爭が社會全般に煽動されたことであり、二には戰爭に伴ふ若干の軍需品工業の復活であり、三にはインフレーション政策の強行である。

(九) 爭議内容の激化

然し乍ら、今この争議をその内容について見れば著るしく激化せるものがある。即ち昭和七年度上半期争議をその原因別に示せば次の如し。

原因別	件数	比率
賃銀不拂によるもの	一二二	
賃銀値下反對	一三七	四七%
賃銀掛額要求	一五〇	
賃銀支拂算定方法	一三一	
休業反對休業手當要求	一六六	
解雇反對	一一〇	四六%
解雇抗職手當確立又は給額	一四六	
その他	七〇	七%
計	九四四	一〇〇%

即ち賃銀に関するものが四四二件、休業又は解雇によるも